d9　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第4項第1号及び第4号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

d10　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第3項第2号ハに規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

d11　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第4項第1号及び第4号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

d12　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第4項第1号及び第4号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

E　次の算式により算定した額

算式

e1 ＋ e2 × 0.02 ＋ e3 ＋ e4 × 0.03

e2 × 0.02 及び e4 × 0.03 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

e1　平成31年改正前地方税法附則第12条の2第2項第4号ロ、同号ハ、第6号ロ及び同号ハ、第12条の2の2第2項第1号ロ、同条第3項第1号イ、同号ロ、第2号イ、同号ロ及び同号ハ、同条第4項第1号ロ、同条第5項第1号イ、同号ロ、第2号イ、同号ロ及び同号ハ、同条第6項第1号ロ、並びに同条第7項第1号イ、同号ロ、第2号イ、同号ロ及び同号ハのいずれにも該当しないバス又はトラック（以下この条において「その他のバス又はトラック」という。）のうち営業用の自動車で新車新規登録を受けたものの取得に対して平成30年度における当該都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

e2　その他のバス又はトラックのうち営業用の自動車で新車新規登録を受けたもの以外の取得に対して平成30年度における当該都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

e3　その他のバス又はトラックのうち自家用の自動車で新車新規登録を受けたものの取得に対して平成30年度における当該都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

e4　その他のバス又はトラックのうち自家用の自動車で新車新規登録を受けたもの以外の取得に対して平成30年度における当該都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額